

# わが国の体育・スポーツ施設づくりを考える

——地域における生涯スポーツの振興へ向けて——

高橋正紀

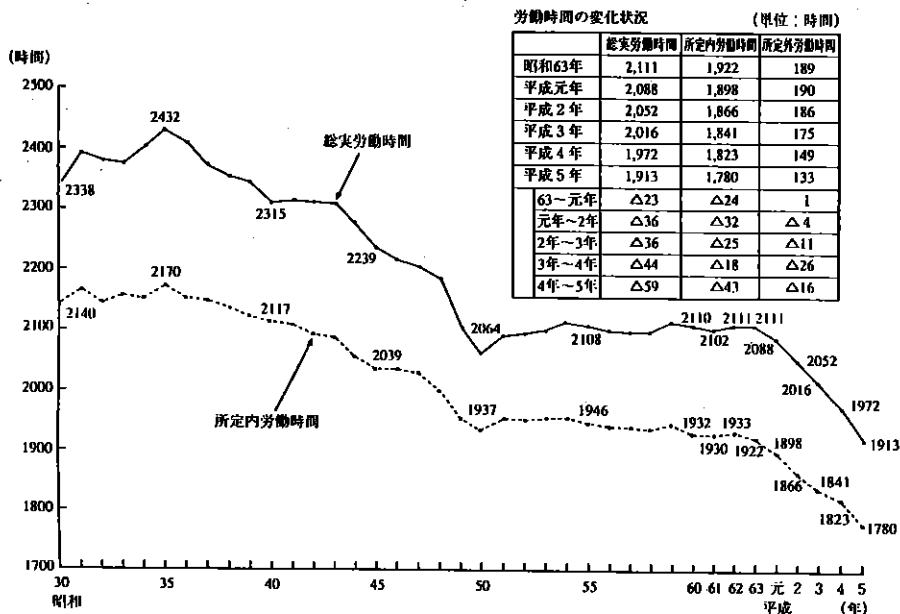
はじめに  
わが国の体育・スポーツ施設の現状と課題  
生涯スポーツ先進国では  
これからの体育・スポーツ施設に求められるもの  
おわりに

## はじめに

わが国における労働者一人当たりの年間総実労働時間（全産業）は、不況の影響による残業時間のカットや、平成6年4月施行の週40時間労働への対応などにもなって、ここ数年の間で急激かつ大幅な減少をみせた(図1)。拘束時間の減少によって増加した自由時間に人々の求める楽しみには、「レジャー白書94」(余暇開発セ

ンター)によると、「友人や知人との交流」(60.3%)や「家族との交流」(46.2%)といったコミュニケーション活動を多くの人が指向し、また、活動内容の特徴では時間消費型の「安・近・楽」傾向(近場で、安上がり、楽しみ本位の余暇を過ごそうという傾向)が一層強まっているということである。このように、企業や職場に奪われていた時間が、個人や家庭(=地域社会)へ回帰することにより、その有効な自由時間の

図1 労働者1人平均年間総実労働時間の推移



出典：労働省「毎月勤労統計調査」(注)事業所規模30人以上

活用の方法の模索が、国民の間に広く見られるようになってきている。

このような社会状況の中で、増大した自由時間を有意義に活用していこうとする時に、人々にたいして有効な機能を果たしうる文化のひとつとして「スポーツ」を挙げることができる<sup>2)</sup>。スポーツは主体が「する」という観点より考えただけでも、その行為自体の追及にとどまらずに、人間の身体的側面や精神的側面、さらには社会的側面にまで好ましい影響を与えうる<sup>2)</sup>人類共通の文化なのである(図2)。しかしながら、

を支えていく「組織」の4つである。これら4つのそれぞれの要素が整備充実することによって、はじめてスポーツはその持てる効果を存分に発揮することができるのである。そして、この4つの条件の中でも、特に「施設」に関しては、他のどの要素よりも先立って準備されるものであると同時に、「指導者」も「事業」も「組織」も、常にそこにおいて、それを利用して活動が行われるという意味で欠くことのできない重要な要素であるといえる。

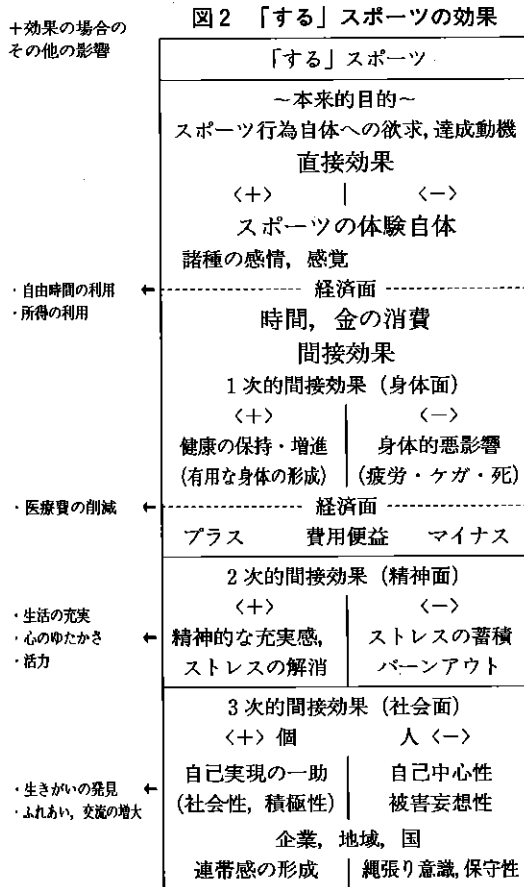
本稿においては、「スポーツ」が地域社会において、住民の一生関わっていける生涯活動として、また、より優れた可能性を秘めた文化として機能しうるための条件の整備を考えていく端緒として、わが国の「体育・スポーツ施設」を取り巻いている現状と課題を示し、さらに、生涯スポーツ先進国の取り組みを参考にすなかり、これからの地域社会における体育・スポーツ施設の進むべきひとつの方向性を示したいと思う。

### 1. わが国の体育・スポーツ施設の現状と課題

本章では、わが国の体育・スポーツ施設の現状と課題を、文部省体育局が昭和44年から約5年ごとに実施している「我が国の体育・スポーツ施設」—体育・スポーツ施設現況調査報告—の調査結果(平成2年10月1日現在まで)を検討することによって明らかにする<sup>3)</sup>。

#### (1) 体育・スポーツ施設の設置状況と推移

平成2年10月に文部省体育局によって行われた調査によると、わが国の学校体育施設(小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校)<sup>4)</sup>、大学(短期大学を含む)・高等専門学校体育・スポーツ施設<sup>5)</sup>及び公共スポーツ施設<sup>6)</sup>の総数は229,060箇所となっている。このうち学校体育施設が156,548箇所で68.3%、大学・高等専門学校体育・スポーツ施設が9,726箇所で4.2%、公共スポーツ施設が62,786箇所で27.4%となっている。また、施設の種別ごとの総数の内訳では、



スポーツのこのような数多くの効果の達成のためには、いくつかの前提条件が必要となる。それは、スポーツを実際に行う場である「施設」と、スポーツの適切で安全な教育をする「指導者」、さらに育成や成果の発表のための講座や大会などの「事業」、そして、スポーツを行う人々

表1 調査種別にみた施設数と推移

調査種別 項目	合計 (%)	学校体育施設 (%)	大学・高专 体育・スポーツ施設 (%)	公共 スポーツ施設 (%)
A 今回(平成2年)調査	229,060(100)	156,548(68.3)	9,726(4.2)	62,786(27.4)
B 昭和 60年 調査	218,896(100)	148,995(68.1)	9,124(4.2)	60,777(27.8)
C 昭和 55年 調査	171,360(100)	135,170(78.9)	6,624(3.9)	29,566(17.3)
D 昭和 50年 調査	147,131(100)	120,098(81.6)	7,198(4.9)	19,835(13.5)
E 昭和 44年 調査	117,585(100)	101,672(86.5)	5,720(4.9)	10,193(8.7)
20か年の増設数	111,475	54,876	4,006	52,593
増加率(Eを100としたときのAの指数)	(195)	(154)	(170)	(616)
15か年の増設数	81,929	36,450	2,528	42,951
増加率(Dを100としたときのAの指数)	(156)	(130)	(135)	(317)
10か年の増設数	57,700	21,378	3,102	33,220
増加率(Cを100としたときのAの指数)	(134)	(116)	(147)	(212)
5か年の増設数	10,164	7,553	602	2,009
増加率(Bを100としたときのAの指数)	(105)	(105)	(107)	(103)

表2 調査種別の体育・スポーツ施設設置の順位

施設数 順位	合計 (%)	学校体育施設 (%)	大学・高等専門学校 体育・スポーツ施設 (%)	公共スポーツ施設 (%)
1	体育館 50,034(21.8)	体育館 41,550(26.5)	庭球場(屋外) 1,480(15.2)	ゲートボール・クローカー場 8,512(13.6)
2	多目的運動広場 49,284(21.5)	多目的運動広場 40,935(26.2)	体育館 1,384(14.2)	多目的運動広場 7,467(11.9)
3	水泳プール(屋外)34,150(14.9)	水泳プール(屋外)30,656(19.6)	多目的運動広場 882(9.1)	体育館 7,100(11.3)
4	庭球場(屋外) 17,443(7.6)	庭球場(屋外) 10,636(6.8)	トレーニング場 863(8.9)	庭球場(屋外) 5,327(8.5)
5	ゲートボール・クローカー場 8,532(3.7)	柔剣道場 4,925(3.2)	卓球場 619(6.4)	野球場・ソフトボール場等 5,085(8.1)
6	野球場・ソフトボール場 7,166(3.1)	バレーボール場(屋外) 3,831(2.5)	弓道場 470(4.8)	キャンプ場 3,587(5.7)
7	柔剣道場 6,281(2.7)	卓球場 3,529(2.3)	野球場・ソフトボール場 419(4.3)	水泳プール(屋外) 3,237(5.2)
8	卓球場 5,097(2.2)	バスケットボール場(屋外) 3,319(2.1)	その他の専用球場 391(4.0)	ハイキングコース 1,707(2.7)
9	バレーボール場(屋外) 4,439(1.9)	相撲場 2,287(1.5)	陸上競技場 337(3.5)	トレーニング場 1,487(2.4)
10	トレーニング場 3,787(1.7)	柔道場 2,083(1.3)	柔道場 286(2.9)	ランニングコース 1,383(2.2)
その他施設	42,847(18.7)	12,797(8.2)	2,595(26.7)	17,894(28.5)
計	229,060(100.0)	156,548(100.0)	9,726(100.0)	62,786(100.0)

体育館50,034箇所,多目的運動広場49,284箇所,水泳プール(屋外)34,150箇所が上位の3つとなっている(表1,2)。

推移としては,昭和44年の値と比較すると,総数が117,585箇所から約2倍,学校体育施設が101,672箇所から約1.5倍,大学・高等専門学校体育・スポーツ施設が5,720箇所から約1.7倍,公共スポーツ施設が10,193箇所から約6.2倍に,

それぞれ増加している(表1)。施設種別での増加の割合をみた場合には,学校体育施設,大学・高等専門学校体育・スポーツ施設,公共スポーツ施設のそれぞれに共通して水泳プール(屋内)において高い増加率を示している(表3,4,5)。(それぞれ10年間で,約2.9倍,約2.0倍,約3.7倍)

1施設当たりの人口からみても,昭和44年に

表3 主な学校体育施設数(14種別)の現況と推移

10か年間の増加率：Cを100としたときのAの指数 最近5か年間の増加率：Bを100としたときのAの指数

施設種別 項目	陸上競技場	野球場・ ソフトボ ール場	専用球技場	多目的 運動広場	水泳プール (屋内)	水泳プール (屋外)	体育館
A今回調査結果(2.10.1)	854	1,662	624	40,935	625	30,656	41,550
B前回調査結果(60.9.1)	741	1,245	513	39,438	350	28,357	39,020
C前々回調査結果(55.1.1)	654	1,759	669	37,942	216	25,259	34,460
10か年間の増加率	131	94	93	108	289	121	121
最近5か年間の増加率	115	133	122	104	179	108	106

施設種別 項目	柔道場	剣道場	柔剣道場	バレー ボール場 (屋外)	庭球場 (屋外)	バスケット ボール場 (屋外)	相撲場
A今回調査結果(2.10.1)	2,083	1,747	4,925	3,831	10,636	3,319	2,287
B前回調査結果(60.9.1)	1,713	1,472	3,405	4,503	10,045	3,576	2,163
C前々回調査結果(55.1.1)	1,792	1,257	2,146	7,492	10,926	4,333	1,903
10か年間の増加率	116	139	229	51	97	77	120
最近5か年間の増加率	122	119	145	85	106	93	106

表4 主な大学・高等専門学校体育・スポーツ施設数(14種別)の現況と推移

10か年間の増加率：Cを100としたときのAの指数 最近5か年間の増加率：Bを100としたときのAの指数

施設種別 項目	陸上競技場	野球場・ ソフトボ ール場	専用球技場	多目的 運動広場	水泳プール (屋内)	水泳プール (屋外)	体育館
A今回調査結果(2.10.1)	337	419	391	882	60	257	1,384
B前回調査結果(60.9.1)	338	405	335	805	50	246	1,129
C前々回調査結果(55.1.1)	335	443	360	678	30	247	875
10か年間の増加率	101	95	109	130	200	104	158
最近5か年間の増加率	100	103	117	110	120	104	123

施設種別 項目	柔道場	剣道場	柔剣道場	バレー ボール場 (屋外)	庭球場 (屋外)	バスケット ボール場 (屋外)	相撲場
A今回調査結果(2.10.1)	286	277	211	245	1,480	121	53
B前回調査結果(60.9.1)	259	222	186	289	1,290	142	50
C前々回調査結果(55.1.1)	242	215	183	457	983	184	46
10か年間の増加率	118	129	115	54	151	66	115
最近5か年間の増加率	110	125	113	85	115	85	106

は1施設当たり約882人だったのが、平成2年には約539人となり、伸びがみられる(表6)。

(2)夜間照明の設置状況と推移

主要な屋外施設の総数122,122箇所のうち、ナイター設備が整っているものは13,750箇所、

設置率は11.3%となっている。これは、昭和60年の調査に比べて2,004箇所(1.1%)の増加となっている。また、調査種別ごとで見ると、学校体育施設が設置数のうえでは8,343箇所と最も多いが、設置率では8.8%と最も低い。設置率で最も高いのは、公共スポーツ施設の20.9%と

わが国の体育・スポーツ施設づくりを考える（高橋）

表5 主要公共スポーツ施設（14種別）の現況と推移

10か年間の増加率：Cを100としたときのAの指数 最近5か年間の増加率：Bを100としたときのAの指数

施設種別 項目	陸上競技場	野球場・ソフトボール場	専用球技場	多目的運動広場	水泳プール（屋内）	水泳プール（屋外）	体育館
A今回調査結果(2.10.1)	757	5,085	679	7,467	774	3,237	7,100
B前回調査結果(60.9.1)	716	4,777	499	6,720	506	3,022	5,589
C前々回調査結果(55.1.1)	586	3,181	334	4,516	209	2,743	3,581
10か年間の増加率	129	160	203	165	370	118	198
最近5か年間の増加率	106	106	136	111	153	107	127

施設種別 項目	柔道場	剣道場	柔剣道場	バレーボール場（屋外）	庭球場（屋外）	バスケットボール場（屋外）	相撲場
A今回調査結果(2.10.1)	627	487	1,145	363	5,327	39	650
B前回調査結果(60.9.1)	586	457	889	470	4,300	26	558
C前々回調査結果(55.1.1)	415	309	663	734	2,867	56	409
10か年間の増加率	151	158	173	49	186	70	159
最近5か年間の増加率	107	107	129	77	124	150	116

表6 1施設当たりの人口数の推移

調査年次	昭和44年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
1施設当たりの人口数	882人	760人	683人	552人	539人

表7 主要屋外施設の夜間照明設置状況

調査種別 施設種別	学校体育施設		大学・高専体育施設		公共スポーツ施設		今回調査（平成2年）合		前回調査（昭和60年）合	
	施設数	照明設置数	施設数	照明設置数	施設数	照明設置数	施設数	照明設置数(%)	施設数	照明設置数(%)
陸上競技場	854	94	337	58	757	139	1,948	291(14.9)	1,795	257(14.3)
野球場・ソフトボール場	1,662	293	419	51	5,085	1,373	7,166	1,717(24.0)	6,427	1,251(19.5)
専用球技場	624	69	391	67	679	92	1,694	228(13.5)	1,347	164(12.2)
多目的運動広場	40,935	6,672	882	110	7,467	1,371	49,284	8,153(16.5)	46,963	7,560(16.1)
水泳プール（屋外）	30,656	368	257	23	3,237	406	34,150	797(2.3)	31,625	680(2.2)
バレーボール場（屋外）	3,831	121	245	11	363	31	4,439	163(3.7)	5,262	193(3.7)
庭球場（屋外）	10,636	602	1,480	174	5,327	1,431	17,443	2,207(12.7)	15,635	1,393(8.9)
バスケットボール場（屋外）	3,319	68	121	5	39	2	3,479	75(2.2)	3,744	59(1.6)
相撲場	1,978	56	16	1	525	62	2,519	119(4.7)	2,771	189(6.8)
今回調査（平成2年）合計	94,495	8,343(8.8)	4,148	500(12.1)	23,479	4,907(20.9)	122,122	13,750(11.3)	-	-
前回調査（昭和60年）合計	90,581	7,446(8.2)	3,900	430(11.0)	21,088	3,870(18.4)	-	-	115,569	11,746(10.2)

なっている(表7)。

(3)学校体育施設の開放状況<sup>7)</sup>

公立の小学校、中学校、高等学校において体育施設を一般開放している市町村は、全国(3,189市長村、回収率97.6%)の99.2%となっている。施設種別では、体育館の開放状況が最も高く84.7%、つぎが屋外運動場の82.1%となり、以下は大きく開放率が低下し、水泳プールの38.9%、屋外テニスコートの25.6%となっている。また、学校種別では、すべての施設において高

いて指導者が配置されている施設数は、有効回答29,134施設のうちの6,400箇所(22.0%)となっている。施設種別ごとでは、水泳プール(屋内)の配置率が最も高く、55.1%、以下体育館40.0%、陸上競技場30.2%となっている。また、1施設あたりの指導者数は全体の平均で2.6人となっている。施設種別ごとでは、水泳プール(屋内)の3.4人が最も多く、以下体育館3.1人、陸上競技場、柔道場、剣道場2.6人となっている(表10)。前回調査(昭和60年)と比較すると、施設総数が4,622箇所(15.8%)の増加にたいし

表8 全国の開放状況

調査年度	市町村数 (%)	開放市町村数 (%)	未開放市町村数 (%)	不明・回答なし (%)
今回調査(平成元年度)	3,189(100)	3,164(99.2)	21(0.7)	4(0.1)
前回調査(昭和59年度)	3,257(100)	3,226(99.0)	22(0.7)	9(0.3)
前々回調査(昭和53年度)	3,270(100)	3,187(97.5)	83(2.5)	-

(有効回答のみ記載)

表9 施設種別ごとの学校段階別開放状況

施設種別	学校段階別	A施設保有学校数	B施設開放校数	開放率(B/A×100)
屋外運動場	公立小学校	22,908	19,904	86.9(84.3)
	公立中学校	9,529	7,597	79.7(77.9)
	公立高等学校	3,538	2,024	57.2(45.2)
	計	35,975	29,525	82.1(78.5)
体育館	公立小学校	21,960	20,136	91.7(85.9)
	公立中学校	9,461	7,989	84.4(80.7)
	公立高等学校	3,523	1,482	42.1(33.2)
	計	34,944	29,607	84.7(78.7)
水泳プール	公立小学校	17,655	7,871	44.6(39.5)
	公立中学校	6,406	2,112	33.0(30.9)
	公立高等学校	2,336	286	12.2(11.1)
	計	26,397	10,269	38.9(34.9)
屋外庭球場	公立小学校	326	114	35.0
	公立中学校	4,840	1,308	27.0
	公立高等学校	3,068	686	22.4
	計	8,234	2,108	25.6

(注) 開放率の欄の( )内は、前回調査(昭和59年度)の開放率である。

等学校での開放率が低くなっている(表8, 9)。

(4)公共スポーツ施設における指導者の配置状況と配置数

主要な公共スポーツ施設(14施設種別)にお

て、指導者配置施設数は101箇所(1.6%)の微増にとどまっている。しかし、1施設あたりの指導者数の平均では前回調査の2.0人から0.6人の増加となっている。

表10 主要公共スポーツ施設における指導者数

施設種別	区分	A施設数	B有効回答施設数	C指導者配置施設数(C/B%)	D指導者数計(D/C人)	指導者区分	
						専任指導者数	兼任指導者数
陸上競技場		757	630	190(30.2)	494(2.6)	247	247
野球場・ソフトボール場		5,085	3,937	552(14.0)	1,104(2.0)	497	607
専用球技場		679	534	87(16.3)	165(1.9)	139	26
多目的運動広場		7,467	6,691	787(11.8)	1,496(1.9)	630	866
水泳プール(屋内)		774	663	365(55.1)	1,241(3.4)	767	474
水泳プール(屋外)		3,237	2,971	690(23.2)	1,518(2.2)	552	966
体育館		7,100	6,442	2,576(40.0)	7,985(3.1)	3,606	4,379
柔道場		627	536	134(25.0)	348(2.6)	214	134
剣道場		487	423	111(26.2)	288(2.6)	177	111
柔剣道場		1,145	1,071	267(24.9)	507(1.9)	267	240
バレーボール場(屋外)		363	181	0(0.0)	0(0.0)	0	0
庭球場(屋外)		5,327	4,822	626(13.0)	1,189(1.9)	563	626
バスケットボール場(屋外)		39	30	0(0.0)	0(0.0)	0	0
相撲場		650	203	15(7.4)	25(1.7)	17	8
合計		33,737	29,134	6,400(22.0)	16,360(2.6)	7,676	8,684

表11 体育館、水泳プール、総合スポーツ施設の管理・運営形態

施設区分	施設箇所数	管理・運営形態					不明・回答なし(%)
		直接管理・運営(委託していない)(%)	委託している			計(%)	
			施設維持管理及びスポーツ事業の両方(%)	施設維持管理の一部又は全部(%)	スポーツ事業の一部又は全部(%)		
体育館	5,421	2,880(53.1)	303(5.6)	2,104(38.8)	109(2.0)	2,516(46.4)	25(0.5)
水泳プール	2,811	1,355(48.2)	164(5.8)	1,184(42.1)	41(1.5)	1,389(49.4)	67(2.4)
総合スポーツ施設	1,601	673(42.0)	159(9.9)	700(43.7)	46(2.9)	905(56.5)	23(1.4)
計	9,833	4,908(49.9)	626(6.4)	3,988(40.5)	196(2.9)	4,810(48.9)	115(1.2)

体育館、水泳プール、総合スポーツ施設の委託形態

施設区分	公社等(%)	第3セクター(%)	競技団体(%)	住民団体(%)	民間企業(%)	その他(%)	計
体育館	633(25.2)	40(1.6)	111(4.4)	360(14.3)	757(30.1)	615(24.4)	2,516
水泳プール	460(33.1)	23(1.7)	47(3.4)	109(7.8)	509(36.6)	241(17.4)	1,389
総合スポーツ施設	356(39.3)	38(4.2)	55(6.1)	45(5.0)	253(28.0)	158(17.5)	905
計	1,449(30.1)	101(2.1)	213(4.4)	514(10.7)	1,519(31.6)	1,014(21.1)	4,810

(5)公共スポーツ施設の管理・運営状況

公共スポーツ施設のうちの、体育館、水泳プール、総合スポーツ施設について、その管理・運営形態についてみると、市町村が施設を直接管理・運営しているものが全体の49.9%となり、市町村が特定の組織・団体あるいは個人に、管理・運営の一部またはすべてを委託している

ものが48.9%となっている(表11)。前回調査(昭和60年)と比較すると、市町村の直轄の比率が13.5%減(前回63.4%)で、委託管理の比率が10%増(前回38.9%)となっている。

(6)現状と課題

施設総数における継続的な伸びは、人口一人

あたりの施設数に換算しても伸びていることから、生涯スポーツ社会の形成へ向けての流れがとだえてはいないことを感じさせるが、近年の調査結果での伸び率の鈍化は気になるところである。また、施設数の伸びが、従来のわが国の体育・スポーツ施設の多くを占めていた学校体育施設で鈍り、公共スポーツ施設において大きく上昇していることから、市町村のスポーツ施設関連施策への取り組みの積極性が感じられる。施設種別でみた増加率においても、屋内プールの設置数の全体的な伸びから、国民のスポーツ環境にたいする新たなニーズをみてとることができる。

夜間照明の設置率については、施設の地域開放ということ考えた場合、屋外施設の利用において、住民が利用することが可能な時間帯は、休日を除けば夕方以降になるのは必然的であるので、屋外施設総数の約11.3%しか設置がされていないということと、昭和60年度調査からのわずか1.1%の設置率の伸びは、生涯スポーツ振興方策の立ち遅れの現われといえるのではないだろうか。

学校施設の開放は、一般に学校が地域住民の生活圏域内の比較的交通の利便性の高い地区にある（特に小中学校）という理由から、住民が日常において定期的にスポーツを行おうとする場合には、身近なオープンスペースを効率よく確保する有効な方策であるといえる。学校開放率の値をみる限りにおいては、ほとんどの市町村において開放が実施されている。しかしながら、施設別でみた場合には、活動内容として生涯スポーツの種目にふさわしいと一般に考えられている「水泳」をおこなうためのプールの開放率が低いのは、衛生上の懸念や安全のための管理指導員の配置の難しさの問題<sup>9)</sup>を差し引いたとしても、行政サイドの研究・努力不足といえるのではないだろうか。また、82.1%ある運動場の開放率に関しても、上述のナイター設備の整備状況からすると、住民のウィークデイの利用にはほとんど対応できていないと想像される。この調査における「学校体育施設を開放している」という条件を満たすには、年に1回だ

けの開放でもかまわないので、開放の実態としては、住民などの使用者の立場や要求に的確に対応しているとは言い切れないのではないかと。学校体育施設は教育という目的のために作られたのだから一般の使用には向かないという事情もあるのだろうが、今後、新設・増設・改築される学校体育施設については、一般住民への開放を前提とした使い勝手への配慮が求められるだろう<sup>9)</sup>。

公共スポーツ施設への指導者の配置の問題や管理・運営形態の問題は、やや「施設」自体の問題からはそれる感もあるのだが、近年の1施設あたりの配置指導者数の低下は、スポーツの適切で安全な普及のためにはかなり憂慮すべき状況であるといえるし、管理・運営の形態も行政サイドからのやりやすさからではなく、住民にとって最も利用しやすくなるような形が検討されていく必要があるだろう。<sup>10)</sup>

## 2. わが国の体育・スポーツ施設 施策の現状と課題

本章においては、平成6年度のわが国の体育・スポーツ施設に関する施策について、そのおもなものを検討することによって、国の体育・スポーツ施設づくりに対する基本的スタンスを明らかにする。

### (1) 体育・スポーツ施設関係予算について

わが国の「体育・スポーツ」に関わる施策の予算は、「健康・体力づくり関係」予算として13の省庁<sup>11)</sup>において個別に作成されている。平成6年度の健康・体力づくり関係予算は総額で4,329億2,533万3,000円(自治省の地方債を除く12省庁分)で、平成5年度の当初予算額と比較すると、0.2%の減額となっているが、そのうちで、施設整備に関する予算は2,779億7,874万7,000円(8省庁)で平成5年度予算額と比較して0.4%の増額となっている(表12, 13)。

(2) おもな体育・スポーツ施設関係施策の概要  
各省庁の平成6年度の健康・体力づくり関係予算の事業内容のなかの施設に関する施策で、



わが国の体育・スポーツ施設づくりを考える (高橋)

表12 平成6年度 健康・体力づくり関係予算(案) (省庁別)

(単位:千円)

省 庁 別	5年度当初予算額	6年度予算額	比較増△減額
(1) 総務庁	233,574	233,591	17
(2) 経済企画庁	19,695	18,122	△ 1,573
(3) 環境庁	7,422,899	8,988,181	1,565,282
(4) 文部省	101,757,239	86,498,049	△ 15,259,190
(5) 厚生省	74,723,647	70,531,897	△ 4,191,750
(6) 社会保険庁	54,482,420	57,893,410	3,410,990
(7) 農林水産省	6,436,595	6,113,057	△ 323,538
(8) 通商産業省	113,063	166,265	53,202
(9) 運輸省	28,757,014	30,894,213	2,137,199
(10) 郵政省	13,617,011	20,244,852	6,627,841
(11) 労働省	9,551,147	7,198,196	△ 2,352,951
(12) 建設省	136,519,000	144,145,500	7,626,500
(13) 自治省	(200,000,000)	(216,100,000)	(16,100,000)
合 計	(200,000,000)	(216,100,000)	(16,100,000)
	433,633,304	432,925,333	△707,971

注) ( ) 書は、地方債計画額で外数である。

表13 平成6年度体力づくり関係予算(案) (事項別)

(単位:千円)

事項別 省庁別	1. 施設に関する施策			2. 指導者の養成に関する施策			3. 組織の育成等に関する施策			4. 事業の振興に関する施策		
	5年度 当初予算額	6年度 予算額	比較 増△減額	5年度 当初予算額	6年度 予算額	比較 増△減額	5年度 当初予算額	6年度 予算額	比較 増△減額	5年度 当初予算額	6年度 予算額	比較 増△減額
(1) 総務庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	233,574	233,591	17
(2) 経済企画庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,695	18,122	△ 1,573
(3) 環境庁	7,390,757	8,948,000	1,557,243	32,142	40,181	8,039	-	-	-	-	-	-
(4) 文部省	79,684,753	64,693,587	△14,991,166	317,381	300,553	△ 16,828	9,466,472	9,238,074	△ 228,398	12,288,633	12,265,835	△ 22,798
(5) 厚生省	5,089,877	6,367,429	1,277,552	10,073	10,236	163	473,394	656,890	183,506	69,150,313	63,557,342	△ 5,592,971
(6) 社会保険庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,482,420	57,893,410	3,410,990
(7) 農林水産省	1,056,294	830,569	△ 225,725	-	-	-	-	-	-	5,380,301	5,282,488	△ 97,813
(8) 通商産業省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113,063	166,265	53,202
(9) 運輸省	28,757,014	30,894,213	2,137,199	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(10) 郵政省	11,813,578	18,136,848	6,323,270	-	-	-	12,191	12,433	242	1,791,242	2,095,571	304,329
(11) 労働省	6,783,469	4,022,601	△ 2,660,868	2,661,149	2,969,853	308,704	85,882	105,086	19,204	100,656	100,656	0
(12) 建設省	136,519,000	144,145,500	7,626,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13) 自治省	(200,000,000)	(216,100,000)	(16,100,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	(200,000,000)	(216,100,000)	(16,100,000)	3,020,745	3,320,823	300,078	10,037,929	10,012,483	△ 25,446	143,559,897	141,613,280	△ 1,946,617
	277,014,733	277,978,747	964,014									

体育・スポーツ施設に関わるものを提示している省庁には、文部省、労働省、建設省の3省があげられる。これら3省は、体育・スポーツ施設が、生涯にわたっての「国民の心身の健全な

発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与する」<sup>12)</sup>ための重要な機能を果たすという認識から、地方公共団体が行うその建設整備への補助などを行ってきている。これらの補助のうち、

おもなものをあげると、文部省は、スポーツ振興法に基づいて、地方公共団体が社会体育施設を整備する費用の一部を補助し、労働省は、雇用保険法に基づき、勤労者体育施設について、自ら設置決定を行い雇用促進事業団に整備させるに際して出資している。また、建設省は、都市公園法に基づき、地方公共団体が運動施設を含む各種公園施設からなる都市公園計画を策定し、これを元に毎年度それらを整備する際に、その費用の一部を補助している。そして、これ

に小・中・高等学校対象)の整備への補助があげられている。<sup>19)</sup>

労働省においては、「勤労者が職業生涯を通じ、あるいは余暇(自由時間)を活用して労働能力の有効的発揮、健康の保持・増進、人間性の回復、生活の充実感の増大などのための基盤整備を図る」ことによって、「勤労者の福祉の増進を図り、もって雇用の促進と職業の安定に資する」という目的にしたがって、体育・スポーツ施設の整備をすすめているが、平成6年度は、

表14 主要なスポーツ施設の補助等の概要

区分	補助金等名	事業内容	補助率
文部省	社会体育施設整備費補助金(一般会計)	地方公共団体が体育館、水泳プール等を建設する場合に、これに要する費用の一部を補助	施設整備費 3分の1
建設省	公園事業費補助(一般会計)	都市公園法に基づき地方公共団体が都市公園を整備する費用に対する補助の一環として、都市公園施設である運動施設に対し補助	・施設整備費 2分の1 ・用地取得費 3分の1
労働省 (雇用促進事業団)	勤労者体育施設(労働保険特別会計(雇用勘定)雇用促進事業団出資金)	勤労者の福祉の増進を図り、もって雇用の促進と職業の安定に資するため、勤労者が体育施設の設置を決定し、これに基づき雇用促進事業団が設置	— (定額出資)

(注) 文部省、建設省及び労働省の資料に基づき総務庁が作成

らの補助の概要については(表14)のとおりとなっている。

平成6年度における3省のおもな体育・スポーツ施設施策についてみると、

文部省においては、従来通りの各種体育・スポーツ施設にたいする補助事業にくわえ、「地域住民が快適に利用できる施設づくりを推進する観点」から、地域スポーツクラブの活動の拠点となるようなクラブハウス機能を備えた屋内総合スポーツ施設(地域スポーツセンター)の整備、および既存施設にそのような機能を持たせるための体育館の改造費用への補助を創設した。また、従来からの補助事業のなかでも、学校体育施設の開放を促進するために「地域住民の利用を考慮した施設整備を推進する観点」から、屋外運動場照明施設やクラブハウス(とも

従来からの「勤労者体育施設」の整備にくわえて、「勤労者及び農村地域工業等導入促進法に基づき導入された工業地域」の勤労者のために「勤労者総合スポーツ施設」の設置事業が創設された。

建設省においては、近年の国民生活を取り巻く状況を「高齢化社会の到来、地球的規模での環境問題に対する関心の高まり、余暇の増大と国民のライフスタイルの多様化」などとしてとらえ、こうした経済社会の変化の中で「国民一人ひとりが豊かさを実感できる国民生活」を、都市公園等の整備を通して実現していくなかで、体育・スポーツ施設の整備をすすめている。平成6年度は、平成5年6月の「都市公園法施行令」の改正によって、都市公園内に設けられる公園施設のうちの運動施設について、1、「温

水利用型健康運動施設」等の公園施設が加えられたことと、2、運動施設に関して、建ぺい率の制限が特例措置として大幅に緩和され、3、壁をもたない屋根付き運動場などについてはさ

や学校施設開放のための「クラブハウス」の整備指針において、住民がより快適に施設を利用することができるような「配慮」が示されているところに、わが国の著しいクラブハウス保有

表15 都市公園における許容建築面積の特例（平成5年6月都市公園法施行令の一部改正の前後比較）

区 分	通常建ぺい率*	特例措置		許容建ぺい率	備 考
		特 例 施 設	特例建ぺい率		
改正前	(A) 2%  (都市公園法 第4条第1項)	・動物園，植物園内の公園施設 ・図書館，陳列館 ・運動施設 (以上，4ha以上の公園) ・遺跡等 ・都道府県立自然公園利用のための施設	(B) 5%	(C)=(A)+(B) 7%	(注1) 施行令第5条
改正後	2% (同上)	施行令第4条に規定する ・休養施設(注2) ・運動施設 ・教養施設 ・都道府県立自然公園利用のための施設	10%	22%	(注2) 休養施設(第4条第2項) 運動施設(第4条第4項) 教養施設(第4条第5項)
		・屋根付き広場 ・壁を有しない雨天用運動場 ・壁を有しない休憩所(注3) ・屋根付き野外劇場	10%		(注3) 省令第2条

\* 建ぺい率(%) = 建築面積 / 敷地面積 × 100

らに緩和されたことがあげられる(表15)。これらの改正によって、地方の実情に応じた都市公園内の体育・スポーツ施設の整備が期待されている。

### (3)現状と課題

「健康体力づくり関係」予算全般に関しては、不況の影響化でもあり、税収の伸びも見込めないなどの理由から、総額での減額や施設関係予算額の微増もやむをえないといえるだろう。また、文部省、労働省、建設省の各省の施策については、それぞれ根拠となる法律の精神に基づいて、生活者としての、あるいは労働者としての国民の「健康」や「活力」や「豊かさ・明るさ」を保障するという目的の実現へ向けて、諸種の体育・スポーツ施設の整備が掲げられている。特に、文部省の「地域スポーツセンター」

率の低さへの対処と、住民の新しいスポーツニーズへの対応が感じられる。また、建設省の都市公園法施行令の改正においても、都市公園内の体育・スポーツ施設を利用する際の住民のニーズへの対応がみられ、それぞれに評価できることである。しかしながら、ここで注意しておくべきことは、「地域スポーツセンター」というような耳新しい施設の登場という事実とは別に、これまでにもそれぞれの省庁での体育・スポーツ施設整備指針のなかには、「地域住民の快適な利用」を実現するための付帯設備（談話室、更衣室、シャワー室、便所等）の必要性が、スポーツ振興法の理念に照らされる形で示されていたはずである。しかし、現実の状況は、前章におけるように、量的に見ただけでもきわめて貧弱な整備状況なのである。こういった現状から考えて、今後の整備計画の具体的な策定に際

しては、「地域住民」にとって、体育・スポーツ施設の快適さや利用のしやすさとはどのようなものなのか、また、どうしたらそれは実現することができるのかを十分に考えたうえでその作成を行って行かなければ、法律や指針で示されている理念は、まさに「絵に描いたモチ」に過ぎなくなってしまおうだろう。

### 3. 生涯スポーツ先進国の事例検討

本章では、生涯スポーツ先進国であるドイツが作り上げてきた現在のスポーツ環境を、それを達成するために大きな役割を果たしたゴールドンプランを中心として検討する。

#### (1) ゴールデンプラン (Goldene Plan)

「ゴールデンプラン」とは、1960年にドイツオリンピック協会によって、連邦政府、連邦議会、州政府議会、地方自治体議会にたいしてなされた、地域社会における「保健・遊戯・スポーツのための施設建設計画」の勧告のことである。この勧告は、ドイツが「奇跡の復興」をなしとげる過程やそののちに生じたさまざまな社会的な歪みが引き起こした文明病が、身体活動の不足のために生じていることを医学界の協力を得て論証し、その解消のためには身体活動の場としての体育・スポーツ・レクリエーション施設が十分に確保されることが必要であるということからなされた、きわめて詳細にわたった施設建設計画の提案であった。この計画が作成されるにあたっては、1955年よりの各分野（建築・都市計画、スポーツ）の専門家たちによる綿密な調査が行われており、その調査結果から地域の人口規模にしたがった一人当りのスポーツ施設面積の基準値と標準規模を提示し、各地方自治体において、現在どういった施設が、どれだけ不足しているかを明らかにし、それらの施設をすべて整備するための15カ年間計画が作られたのである。

基本的には、以下に示される施設が必要であるとされ、全国における施設種別ごとの不足数が提示された（表16）。

- 1, 過密地域における子供の各種遊戯場
- 2, 学校の運動施設
  - ・主にギムナスティック体育館<sup>14)</sup>、ツルネン体育館<sup>15)</sup>、プール、運動場
- 3, 積極的な身体レクリエーションのためのスペース、精神的疲労回復のためのスペース
  - ・住宅地に隣接した屋外プールまたは屋内プール、利用に便利な体育館、あらゆる種類の遊戯・スポーツのための自由なスペース

そして、勧告は約63億マルクにのぼるこの建設資金の負担を地方自治体が30%、州が50%、連邦が20%の比率で負担するよう提案している。

この計画は各級政府自治体に全面的に受け入れられ、実行に移されることとなる。

#### (2) ゴールデンプランに関する第2次覚書の検討

1960年に勧告として提案された「ゴールデンプラン」は、翌61年から実行に移されて、1967年に中間報告とともにさらに計画を充実するため<sup>16)</sup>の諸提案が「ゴールデンプランに関する第2次覚書」として行われた。この諸提案においては、当初の計画よりもさらに高い基準が具体的に定められた。以下そのおもな基準とその要点をみていくこととする、

人口5,000人以上の地域の基準においての「こどもの遊戯場」では、幼児、児童、青少年の3つの年齢区分ごとに目標基準がことになっており、設備面ではその年齢において行われ得る具体的な身体活動を前提とした施設の設定と、位置や距離がそれぞれの年代の子どもが居住地域より実際に移動することが可能な距離の設定が、学校教育との連携をも含めて考えられている（表17）。「屋外施設を含む学校スポーツ場、遊戯・スポーツ場」では、人口一人当たり3.5平方mの面積と、規模のうえで多種目に対応できる総合的な構造・機能と学校の場所との距離的な連携の必要性および、設備の面では、完全な設備の更衣室とシャワー室の設置が必要とされ

表16 ゴールデンプランにおける全国の施設不足数

施設種別	不足数(総数)	不足面積(総面積) または標準規模	建設費(総計) DM=ドイツ・マルク
子どもの遊戯場	31,000ヶ所	2,480万㎡	2億8,000万DM
一般および 学校グラウンド	14,700ヶ所	1億2,500万㎡	14億2,000万DM
ギムナステック・ ツルネン体育館	5,500ヶ所	標準規模 120㎡	4億DM
ツルネン・ スポーツホール	10,400ヶ所	標準規模 265㎡	21億1,000DM
練習用 室内プール(小型)	2,625ヶ所	規模 6×12.5m~8×16 ½m	4億7,500DM
屋外プール	2,420ヶ所	規模 800~2,250㎡	9億5,500DM
屋内プール(大型)	435ヶ所	規模 12.5×25m~ 10×20m	6億5,500DM
			合計 約63億DM

表17 子どものための遊戯場の整備基準(人口5,000人以上の地域)

基準 対象	面積 (人口1人当たり)	設備	標準規模	位置・距離
5歳までの 幼児用	0.5㎡	・砂と水 ・走る, グループ遊びな どのできる広場 ・遊戯用壁面 他	150㎡ (小規模でも25㎡以上)	・できるだけ住宅地域内 ・住居からの距離は100 m以内
6歳から9歳 までの 児童用	0.5㎡	・砂と水 ・あらゆる遊戯のできる 広場 ・遊戯用壁面 他	450~800㎡	・住宅地域内または隣接 地 ・住居から500m以内
10歳から17歳 までの 青少年用	0.5㎡	・ボールゲーム用の場所 ・交通教育用の場所 ・ローラースケート場 ・体操設備 他	600~400㎡	・自治体内の各住宅地域 の中心部 ・住居からの最大距離 800~1,000m以内 ・学校スポーツ施設への 付設を奨励

ている。また、「学校スポーツのための補充屋外施設」が、前述した総合施設の学校との連携が悪い場合には(500m以上離れている時)設置することとなっており、その規模も、総クラス数に応じて4つの分類のもとで定められている(表18)。「スポーツホール」では、人口一人当たり0.1平方mの面積と、規模に関してのいくつかの分類と、位置に関しての他施設との関連性に基づいての基準が定められ、「プール」では、「屋

内」、「屋外」とともに建設地の人口に応じた、プールの種類と規模と内容が定められ、設置場所も、需要や交通の便へ対応した位置が求められている(表19, 20)。

人口5,000人未満の地域の基準においての「子どもの遊戯場」では、5歳までの幼児のための遊戯場の設置に際して、歩行者専用道路での行き来が可能な距離と場所が指示されている。「遊戯・スポーツのための施設」や「スポーツホー

ル」では、人口規模（1,000人まで、3,000人まで、5,000人まで）に応じてのさらに細かい基準が設定されている（表21, 22）。

また、両方の基準地域に共通して、大規模な大会の開催できるメインスタジアムの設置の基

準や、「特別施設」として水上スポーツ等々<sup>17)</sup>の多様なスポーツ施設の設置のための措置も設けられている。

このような基準の変更をとめないながらさらに計画の実行がすすめられ、完成年度の1975年

表18 学校スポーツのための補充屋外施設の整備基準  
(人口5,000人以上の地域)

設置条件：学校スポーツ場、遊戯・スポーツ場から約500m以上離れている学校に設置

学校規模	面積	施設内容
7クラスまで	約 4,500㎡	グラウンド スポーツ用芝生広場 ツルネン体育館 陸上競技用施設
8～12クラス	約 6,000㎡	上記に同じ
13～24クラス	約 8,000㎡	前記に加えて サブ小グラウンド
25～36クラス	約 8,000㎡ + α㎡	前記に加えて サブ小グラウンド4面

表19 室内プールの総人口に比例した面積（一般のための標準規模）

建設地の人口	プールの種類	プールの規模 (m)	使用目的
5,000～ 15,000	最小型室内プール	8×16%	水深調節のできる底付き
10,000～ 20,000	小型室内プール(特別型)	8×25	多目的のもの
10,000～ 30,000	小型室内プール	8×25	多目的のもの
20,000～ 45,000	小型室内プール	10×25	多目的のもの
55,000～ 70,000	標準型室内プール	12.5×25	多目的のもの
60,000～ 80,000	標準型室内プール	㉑12.5×25 ㉒6×12.5	㉑水泳者用 ㉒非水泳者用（講習用）
70,000～ 90,000	標準型室内プール	㉑12.5×25 ㉒8×16%	㉑水泳者用 ㉒非水泳者用（講習用）
90,000～120,000	標準型室内プール	㉑16%×25 ㉒8×16%	㉑水泳者用 ㉒非水泳者用（講習用）
120,000以上	上述の標準規模に基づいて、各々の宅地構造に適ったプールを分散する		

表20 屋外プールの総人口に比例した種類と標準規模

人口	水泳者用プール	非水泳者用プール	飛び込み用	幼児用	水面積総計
5,000～10,000	416.7㎡ (16.67×25m)	450㎡	100㎡	75㎡	1,050㎡
7,500～15,000	750または834㎡ (15×50mまたは16.67×50m)	700	240	75	1,750
10,000～20,000	834㎡ (16.67×50m)	925	240	100	2,100
15,000～25,000	1,050㎡ (21×50m)	1,150	300	100	2,600
20,000～40,000	1,050㎡ (21×50m)	1,150	300	100	2,600

には計画のほぼ100%が実行され、施設数や施設の総面積も飛躍的な拡大をみせた(表23)。<sup>19)</sup>また、施設の充実にともなって、スポーツを日常生活内でおこなう人々の数も増加し、ドイツスポーツ連盟 (Deutscher Sport Bund, DSB) の調査によれば、当初約500万人のスポーツ人口(連盟登録会員数)は約2,100万人へと4倍強へ

増大し、また日頃何らかのスポーツを行っている人の数は全人口の50%までとなったということである<sup>19)20)</sup>。

(3)日本の現状との比較検討

日本における体育・スポーツ施設は、1960年代以降にスポーツがさまざまな形で国民の生活

表21 遊戯・スポーツのための施設の整備基準  
(人口5,000人未満の地域)

設置位置：できる限り学校と隣接

人口	基準	施設概要	合計面積
1,000人までの自治体		子ども青少年遊戯場 約1,000㎡ グラウンド60~70×90~105m 約5,500㎡ 跳躍・投てき用施設 約1,000㎡ 小グループ用運動場 約1,000㎡	約8,500㎡
3,000人までの自治体		子ども青少年遊戯場 約1,000㎡ グラウンド68×105m 約7,500㎡ 陸上競技場 約2,000㎡ 小グループ用運動場 約1,500㎡	約12,000㎡
5,000人までの自治体		子ども青少年遊戯場 約1,000㎡ グラウンド 12,000㎡ (6コースのトラック、跳躍、投てき用施設を含む) 小グループ用運動場 約3,000㎡	約16,000㎡

表22 スポーツホールの整備基準 (人口5,000人以下の地域)

設置位置：学校および遊戯・レクリエーション施設に隣接

人口	基準	施設内容
1,000人までの自治体		ギムナスティックホール9×12m } いずれか 小型ツルネンホール10×18m }
3,000人までの自治体		標準ツルネンホール12×24m } どちらか 大型ツルネンホール18×33m }
5,000人までの自治体		標準ツルネンホール12×24m~14×27m 大型ツルネンホール18×33m

表23 ドイツにおけるスポーツ施設の増加状況 (1960~1976)

施設	年次	1960	1976	増加率(倍)
運動広場		19,238	49,958	2.6倍
ツルネン・ギムナスティック スポーツホール		9,440	21,775	2.3倍
屋外プール		1,705	2,713	1.6倍
屋内プール		539	2,960	5.5倍

のなかに浸透しだすとともに、その必要性が認識されるようになった。具体的には、1968年に文部大臣から保健体育審議会に対して「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」の諮問がなされ、それに対する1972年の答申のなかにおいて、「体育・スポーツの普及振興」に必要と考えられる「日常生活圏域における体育・スポーツ施設」の整備基準が示された(表24)。この基準より基準単位を逆算し、「ゴールデンプラン」値と比較すると、日本の値が劣っており、非常に大きな開きがあることがわかる(表25)。また、わが国の体育・スポーツ施設関連施策が、大枠では同じようだが微妙に異なった理念のもとに、社会体育施設と学校体育施設と勤労者体育施設という形で、それぞれ独立して、学習者や住民や労働者のための施設づくりを実施しているのにたいし、ドイツでは、連邦レベルをはじめ、特に州と地方自治体が中心的に動いて行くことで、学校や職場や地域の垣根なしに、地域で生活をしている主体的存在としての住民のための施設の建設が目指されているといえる。また、日本の施設計画のきわめて大まかな整備基準に比べて、ドイツのそれは、計画性にもとづいて、はるかに具体的かつ詳細に

わたっており、それらの基準の多くにおいて利用者の利用のしやすさが考慮され、また他施設との有機的な関連性の配慮により、施設の高度な活用が可能となっている。

#### 4. これからの体育・スポーツ施設に求められるもの

ここまでにおいて、わが国における体育・スポーツ施設の現状と課題、そして、生涯スポーツ先進国であるドイツのスポーツ環境を検討した。そこで、本章では、まず、「スポーツの効果」の観点からどのような体育・スポーツ施設が望まれるかを明らかに示し、つぎに、それが地域社会においてどのようにして実現されるのかを、日本の現状や課題と先進国の事例を踏まえて検討する。

- (1)「スポーツのプラスの効果」からみて体育・スポーツ施設に求められるものは何か  
 スポーツを「する」場合の効果には、「プラス」の効果と「マイナス」の効果があるが、体育・スポーツの施設づくりを行う場合には当然のことながら、その「プラス」の効果を増長して、「マイナス」の効果を減少させるような構造や

表24 日常生活圏域における体育・スポーツ整備基準

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000㎡ の運動広場 1カ所	面積10,000㎡ の運動広場 2カ所	面積10,000㎡ の運動広場 3カ所	面積10,000㎡ の運動広場 6カ所
	コート	面積1,560㎡ のコート 2カ所	面積2,200㎡ のコート 4カ所	面積2,200㎡ のコート 6カ所	面積2,840㎡ のコート 10カ所
屋内運動場	体育館	床面積720㎡ の体育館 1カ所	床面積720㎡ の体育館 2カ所	床面積720㎡ の体育館 3カ所	床面積720㎡ の体育館 5カ所
	柔剣道場	床面積200㎡ の柔剣道場 1カ所	床面積300㎡ の柔剣道場 1カ所	床面積300㎡ の柔剣道場 1カ所	床面積400㎡ の柔剣道場 1カ所
プール		水面積400㎡ のプール 1カ所	水面積400㎡ のプール 2カ所	水面積400㎡ のプール 3カ所	水面積400㎡ のプール 6カ所

資料：文部省保健体育審議会答申「体育・スポーツ施設の普及振興に関する基本方針について」に基づいて作成



表25 日本とドイツの整備基準の違い

	日 本（1万人）	ドイツ
運動広場	1.3㎡ (コートを含む)	3.5㎡
体育館	0.09㎡ (柔剣道場を含む)	0.1㎡
屋内プール	0.04㎡ (区別なし)	0.013㎡ (人口5,000~15,000)
屋外プール		0.105㎡ (人口5,000~10,000)

機能を備えた施設でなければならない。こういった前提のうえで、「スポーツの効果」の図(図2)をもとに、施設づくりに求められる要素を示すことにする。

まず、直接効果としてのスポーツの効果は、非日常的な空間において行われるスポーツを、身体活動を通して体験したこと自体から生まれてくるのであるから、ここで、施設として必要になる要件は、そのスポーツのルールによって構成される競技エリアが構造的にも機能的にも過不足なく整備されていることとなる。また、経済的な側面から見た場合には、時間と金の消費がその効果であるので、利用者それぞれのニーズに答えるためのサービス体としての競技エリアの在り方が問われる。これらの双方を、競技エリアの設定という観点から考えるならば、ルール上のエリアに関する規定を必ずしも公式の規定(大人のエリート競技者用の)だけでよしとするのではなく、子供や、女性や、身体的弱者などに適合させたルールをも含めたものとして考えて、それらに対応しうる施設を準備することで、スポーツの体験自体の質も確保でき、また、サービスとしてのメニューの多様性につながると考えられる。つぎに、間接効果である1次的間接効果(身体面)、2次的間接効果(精神面)、3次的間接効果(社会面)のそれぞれがプラスの側面で達成されるためには、実際のところ、レベルの高い優秀な「指導者」の指導によるか、あるいは、運動をする主体の知識や経験に基づいた実践などによるところが大きい。そこで、これらの効果を「施設づくり」ということにかからめて考える時に、施設全体を

「競技エリア」と「非競技エリア」の2つの側面に分類して考察を進めることとすると、競技エリアにおける1次的間接効果と2次的間接効果の確保では、施設自体に身体に与える危険性がないこと(例えば、グラウンドが荒れていて足を挫きやすい、プールの衛生が確保されていないなど)、があげられる。非競技エリアにおける1次的間接効果と2次的間接効果の効果の確保では、スポーツ後の疲労の回復とからだを清潔に保つため、また、心身ともにリラックスできるように、温冷水のシャワー(日本の場合は風呂に相当すると思われる)と、リラクゼーションやマッサージのためのスペースの整備が必要であろう。3次的間接効果の確保については、特に非競技エリアにおいて、仲間との交流をさらに深められる施設として、軽い飲食等も行うことができるラウンジのようなオープンスペースがあることが望ましい。

以上のすべての要素が考慮されることが、スポーツの効果を最大限に導き出すときには必要条件となるだろう。(表26にまとめて掲載)

## (2)これからの方向性と可能性

わが国における体育・スポーツ施設の現状は、近年の社会的な情勢などに影響を受けつつ緩やかにではあるが、その整備充実が進められている。しかしながら、その整備内容の具体的な側面、特に利用者側の立場に立ったきめの細かいプランの決定的な不足が、ドイツの事例を検討するなかからも明らかとなった。

今後は地域の重要な共有財産として、その恩恵をすべての住民が受け取れるような体育・ス

表26

実現される スポーツの効果		施設に必要とされる要件	
		競技エリア	非競技エリア
直接効果	体験 自体・ 経済 面	エリート、アマチュア、女性、子ども、 高齢者、身体的弱者のそれぞれがプレ イできるエリア設定  ex. あらゆる状況設定が可能なアリーナ	
	1次 (身体面)	・その競技活動を通して身体に与えら れ得る悪影響ができる限り排除された 設備。 ex. 空調設備、整地されたグラウンド、 プールの衛生 etc	・身体を清潔に保つために十分な設備 ・身体の疲労をいやすことができる設備 ・精神的なリラクゼーションをもたら してくれる設備 ex. シャワー、風呂、サウナ、マッサー ジルーム etc
	2次 (精神面)		
間接効果	3次 (社会面)		・交流の促進を可能にする設備 ex. 食堂、バー、ラウンジ

スポーツ施設づくりをしていくことが大切である。新たな理念のもとに「地域住民の利用」のための「地域スポーツセンター」のようなものを作っていくことも非常に重要なことではある。しかしながら、スポーツは「肉体的な激しさ」をとまなうのが常であるので、その施設に行き着くだけで疲れてしまうような距離にあっては効果が減少してしまうとともに、スポーツの生活化にもつながりにくい。ゆえに、地域における体育・スポーツ施設の充実のために、最短の時間で最大の効果をあげる方策として以下のような提案をしたい、

新たな公共スポーツ施設の整備を充実させていく以上に、

1、地域住民に最も身近で、最もたくさんあるスポーツ施設である学校体育施設の定期的（夜間も含め）、全面的な開放を積極的にすすめる、

2、その際には、そのために必要なナイター設備の設置のみならず、風呂、サウナ、食堂、空調などの備わったクラブハウスを必ず各学校、各施設に設置していく。

そうすることによって、現有の施設を最大限に有効活用したうえでの、地域社会におけるスポーツ振興の基礎の設定が可能になると思われ

るのである。

## おわりに

わが国には歴史的にスポーツが「文化」として根づいてこなかった。水道ひとつない寒風の吹きすさぶグラウンドの隅でそそくさと着替えを済ませ、荒れたグラウンドに足をとられながらも必死になってボールを追い、試合が終わると、着替えもそこそこに喉の乾きも癒さないまま家路へと向かう。こんな光景を日本では至るところで見ることができる。現在の日本においては、「心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活」に資するはずのスポーツは、その実力の半分もだすことができずに苦しんでいる。しかし、そんな状況のなかでも「スポーツのあとのシャワーの味」や「スポーツのあとの水の味」を知った人々は再びグラウンドへと足を運んでいる。

スポーツの「文化」としての実力は、日本においては未だ未知の領域にあるのは確かである。そこで、こういった状況を打破し、スポーツが真に人々の生活に豊かさをもたらしていけるようにするための方策のひとつとして、「体育・スポーツ施設の在り方」を検討することが本稿の意図であった。資料の不十分さや検討の

不十分さなど、反省は限らないが、今後、さらに幅広く体育・スポーツ施設に関する情報を集めると同時に、国内における優れた施設の事例などの検討なども進めていきたい。また、スポーツの効果を発現させる「施設」以外の要素である「指導者」や「事業」や「組織」の現状と課題についても、これと有機的な関連を持たせながら考えたいと思う。

## 注

- 1) わが国のスポーツは、「スポーツの肉体的性格を強調し体力の向上と訓練の機能を重視した時代から、スポーツの社会的性格を強調し競争と教育を重視した時代を経過し、ようやく現代スポーツの文化的性格を強調し身体活動の楽しみの追求による人間性の向上と発展が重視される時代に入った」(「スポーツビジョン21」通産省1990)といえるだろう。
- 2) スポーツは諸刃の剣であり、用い方によっては悪影響を与えうるのである。詳しくは、拙著「地域とスポーツ」地域経済第14集1994を参照。
- 3) 今回の検討においては、営利を目的とする商業スポーツ施設は検討の対象としていない。
- 4) 国公立の小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校の学校教育活動のために設置された体育施設。
- 5) 国公立の大学および高等専門学校が教育活動のために設置している体育施設。
- 6) 国もしくは地方公共団体が設置し、直接管理・運営しているか、または法令、条例等によってその管理・運営を他の団体に委託しているスポーツ施設。
- 7) 平成元年度実績
- 8) 昭和63年7月から9月にかけて行われた、総務庁行政監察局の監察結果では、プールの開放を行っている市町村の調査から、水質管理の衛生上の問題は、文部省の基準に照らしてクリアされ得るし、また、管理指導員についても、多様な方策により確保が可能であると指摘している。「スポーツ振興対策の現状と問題点」1990
- 9) 付帯設備に関して言えば、クラブハウスを持つ学校は約4%程度、トイレ・ロッカー施設でさえ約30%の設置率である。
- 10) この点に関して、八代は「経営体」としての公共スポーツ施設の在り方に触れて、「施設自体が主体的な経営体として、スポーツ事業を展開してゆく」重要性を述べている。(「体育の科学」41巻5月号1991, 362頁から365頁)
- 11) 総務庁、経済企画庁、環境庁、文部省、厚生省、社会保険庁、農林水産省、通産産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省
- 12) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第一条
- 13) 小・中学校のクラブハウスについては、文部省教育助成局の「コミュニティー・スクール整備事業」のなかにおいても、地域開放の促進のために、クラブハウス整備事業への補助があげられている。
- 14) 体力作りや身体的ゲームのための体育館
- 15) 器械体操のための体育館。体操競技用でもある。
- 16) 充実の背景には、さらに進んでいる都市化、過疎化、自然環境の悪化や、社会状況の変化などがあった。
- 17) カヌー、ヨット、ボート、テニス、ローラースケート、自転車、射撃、ボクシング、レスリング、柔道、フェンシング、航空競技、乗馬、狩猟、クリケット、ゴルフ、スキー、ボブスレー、そり、アイススケートなど
- 18) 15年間における投資総額は、当初見積りの約63億マルクの2倍半に相当する約150億マルクに達した。また、各級政府自治体の財政負担の割合も1970年以降は、連邦の補助が5~8%に減り、州50%、地方自治体50%の比率に近づいた。
- 19) 通産省「スポーツビジョン21」1990年10月 69~72頁。
- 20) これらのスポーツ人口の増大は実際のところ、単なる施設の整備だけによるものではなく、DSBが1959年からすすめた「一般大衆や子ども、婦人、老人、身体障害者」にたいするスポーツの振興事業である「第2の道」(Zweiter Weg)運動や、それに続く1970年から「トリム運動」(Trimm dich durch Sport!=スポーツで体調を整えよう!)の提唱をマスメディア等をフルに活用して大々的に行なっていた結果であるといえる。

